

平成25年10月18日(金)
15:00～16:00
千葉県後期高齢者医療広域連合 会議室

次 第

I 開 会

事務局長挨拶

(参考) 懇談会設置要綱、出席者名簿、席次表

II 議 題

1. 会長の選出及び副会長の指名について (局長)
2. 制度の施行状況について (事務局次長)
3. 高齢者医療制度の動向について (総務課長)

III 閉 会

【懇談会設置要綱】（参考）

千葉県後期高齢者医療懇談会設置要綱

（設置）

第1条 後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に資するため、千葉県後期高齢者医療懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 医療給付に関すること。
- (3) 保健事業に関すること。
- (4) その他後期高齢者医療制度の運営に関すること。

（組織）

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者
- (3) 被用者保険等の医療保険者を代表する者
- (4) その他広域連合長が必要と認める者

2 前項の委員の定数は、12人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名した者とし、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

（事務局）

第7条 懇談会の事務局は、総務課が行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年1月29日から施行する。

【出席者名簿】（参考）

出席者名簿

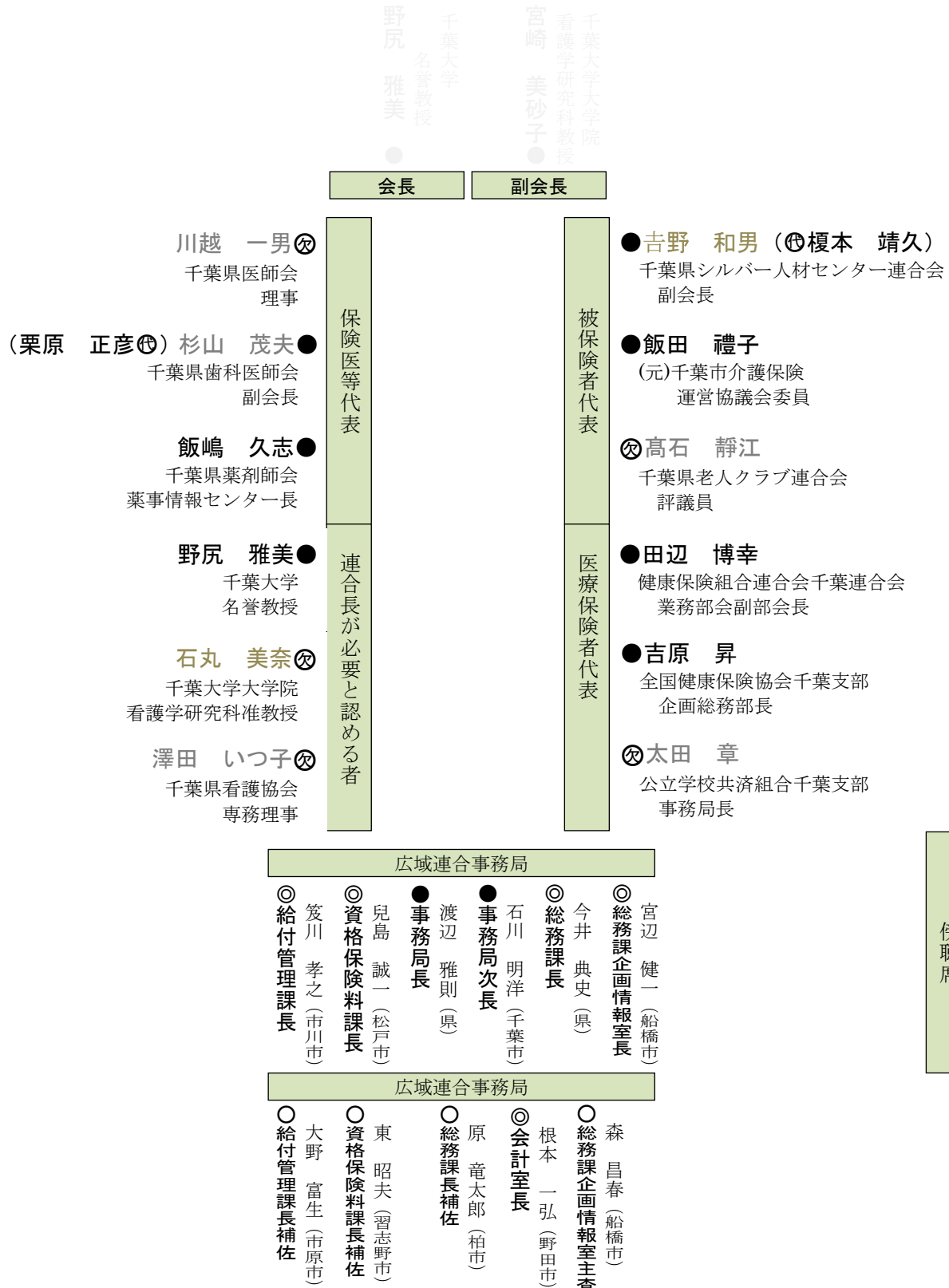
赤はこの任期より交代

区分	委員名	団体名	役職	任期	出欠	代理
被保険者代表	吉野 和男	公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会	副会長	H25.9.17 ～ H27.3.12	代	榎本靖久
	飯田 禮子	元千葉市介護保険運営協議会	委員	〃	○	
	高石 静江	公益財団法人 千葉県老人クラブ連合会	評議員	〃	×	
保険医等代表	川越 一男	公益社団法人千葉県医師会	理事	〃	×	
	杉山 茂夫	一般社団法人 千葉県歯科医師会	副会長	〃	代	栗原正彦
	飯嶋 久志	一般社団法人千葉県薬剤師会	薬事情報 センター長	〃	○	
医療保険者代表	田辺 博幸	健康保険組合連合会 千葉連合会 業務部会	副部会長	H25.6.20 ～ H27.3.12	○	
	吉原 昇	全国健康保険協会千葉支部	企画総務 部長	〃	○	
	太田 章	公立学校共済組合千葉支部	事務局長	〃	×	
連合長が必要と認める者	野尻 雅美	千葉大学	名誉教授	H25.9.17 ～ H27.3.12	○	
	石丸 美奈	千葉大学大学院看護学研究科	准教授	〃	×	
	澤田 いつ子	公益社団法人千葉県看護協会	専務理事	〃	×	

【席次表】(参考)

席次表

(委員12名、事務局11名)



Ⅱ 議題

1. 会長の選出及び副会長の指名について

千葉県後期高齢者医療懇談会設置要綱第5条第2項に基づき、会長を委員の互選により選出する。

また、同条第4項に基づき、副会長は、会長が指名した者とする。

【抜粋】

千葉県後期高齢者医療懇談会設置要綱

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名した者とし、会長に事故あるときはその職務を代理する。

2. 制度の施行状況について

(1) 被保険者の状況(平成25年9月末現在)

ア 被保険者数の推移

(人、%)

年月	被保険者数	再 掲			
		3割負担	1割負担		
		現役並み所得者	低所得Ⅰ該当者	低所得Ⅱ該当者	一般
21年3月末	511,030	45,735	83,609	72,842	308,844
構成比 %	100.00	8.95	16.36	14.25	60.44
うち被扶養者であった被保険者	64,205	1,195	8,610	5,232	49,168
22年3月末	534,956	46,232	89,366	78,011	321,347
構成比 %	100.00	8.64	16.71	14.58	60.07
うち被扶養者であった被保険者	63,904	1,112	9,315	5,535	47,942
23年3月末	562,210	46,700	94,302	89,296	331,912
構成比 %	100.00	8.31	16.77	15.88	59.04
うち被扶養者であった被保険者	64,053	1,014	10,128	6,480	46,431
24年3月末 a	588,319	48,740	99,414	92,987	347,178
構成比 %	100.00	8.28	16.90	15.81	59.01
うち被扶養者であった被保険者	63,134	991	10,610	6,868	44,665
前年比(人:c=b-a)	26,109	2,040	5,112	3,691	15,266
前年比(%:d=c/a*100)	4.64	4.37	5.42	4.13	4.60
25年3月末 b	616,555	49,594	104,693	99,896	362,372
構成比 %	100.00	8.04	16.98	16.20	58.78
うち被扶養者であった被保険者	64,053	1,014	10,128	6,480	46,431
前年比(人:c=b-a)	28,236	854	5,279	6,909	15,194
前年比(%:d=c/a*100)	4.80	1.75	5.31	7.43	4.38

25年9月末 e	625,635	48,938	106,360	103,614	366,723
構成比 %	100.00	7.82	17.00	16.56	58.62
うち被扶養者であった被保険者	62,183	904	11,377	7,625	42,277
前年度末比(人:f=e-b)	9,080	-656	1,667	3,718	4,351
前年比(%:g=f/b*100)	1.47	-1.32	1.59	3.72	1.20

イ 年齢区分別被保険者数の推移

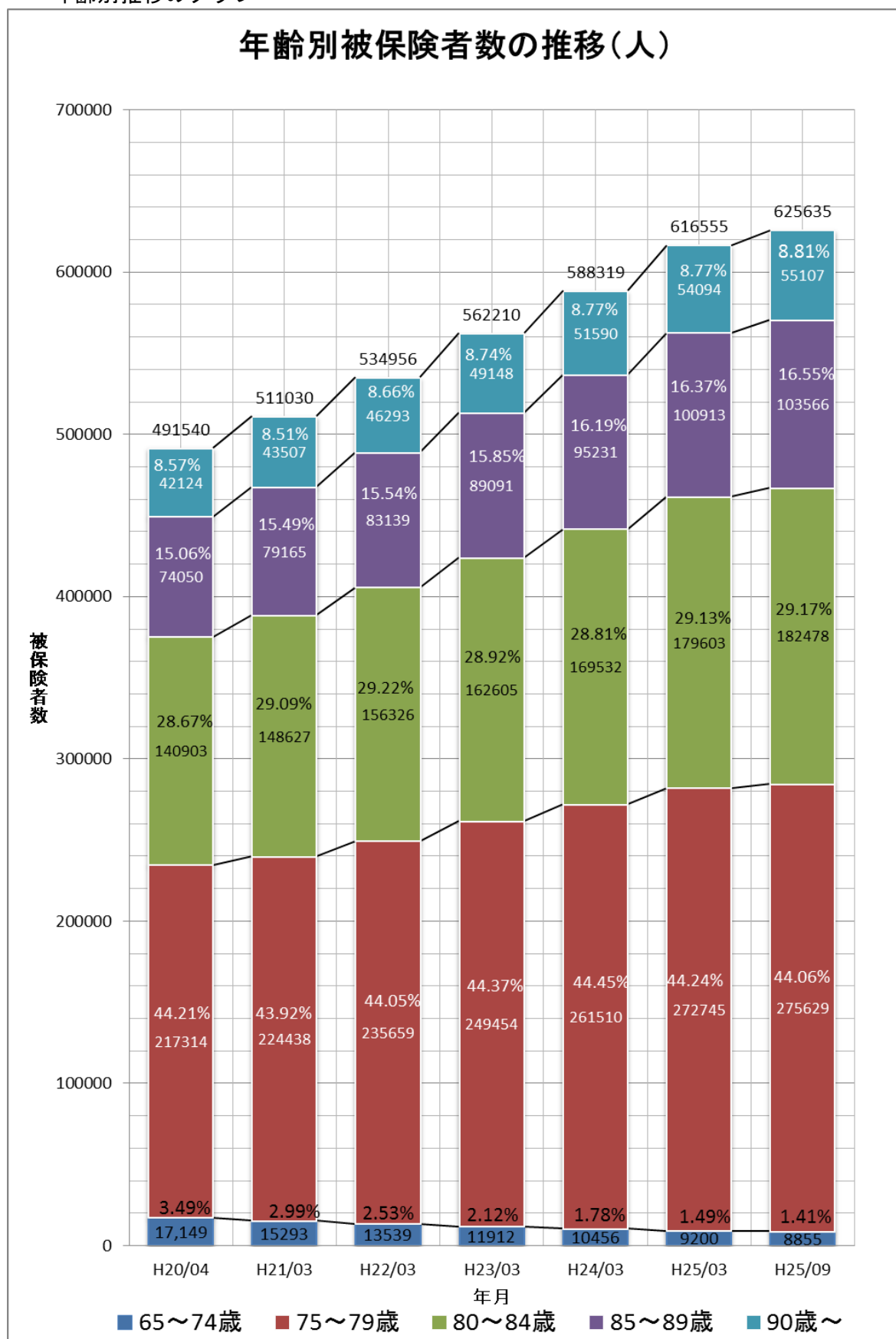
(人、%)

年齢区分	計	65~ 69歳	70~ 74歳	75~ 79歳	80~ 84歳	85~ 89歳	90~ 94歳	95~ 99歳	100歳 以上
21年3月末	511,030	6,515	8,778	224,438	148,627	79,165	32,881	9,396	1,230
構成比 %	100.00	1.27	1.72	43.92	29.09	15.49	6.43	1.84	0.24
22年3月末	534,956	5,147	8,392	235,659	156,326	83,139	34,778	10,133	1,382
構成比 %	100.00	0.96	1.57	44.05	29.22	15.54	6.50	1.90	0.26
23年3月末	562,210	3,769	8,143	249,454	162,605	89,091	36,911	10,700	1,537
構成比 %	100.00	0.67	1.45	44.37	28.92	15.85	6.57	1.90	0.27
24年3月末	588,319	2,598	7,858	261,510	169,532	95,231	38,761	11,140	1,689
構成比 %	100.00	0.44	1.34	44.45	28.81	16.19	6.59	1.89	0.29
25年3月末	616,555	1,993	7,207	272,745	179,603	100,913	40,661	11,654	1,779
構成比 %	99.99	0.32	1.17	44.24	29.12	16.37	6.59	1.89	0.29
25年9月末 e	625,635	2,065	6,790	275,629	182,478	103,566	41,782	11,510	1,815
構成比 %	100.00	0.33	1.09	44.05	29.17	16.55	6.68	1.84	0.29

ウ 市町村別被保険者数(平成25年9月末現在) 月報A表より

市町村名	被保険者数	うち被扶養者	再掲			
			3割負担		1割負担	
			現役並み所得者	低所得Ⅰ該当者	低所得Ⅱ該当者	一般
千葉市 計	89,153	5,618	8,452	15,238	14,835	50,628
中央区	19,307	1,261	1,930	3,443	3,286	10,648
花見川区	17,501	1,086	1,738	2,948	2,944	9,871
稲毛区	14,967	818	1,645	2,585	2,281	8,456
若葉区	16,903	1,087	1,535	2,942	2,841	9,585
緑区	9,318	808	681	1,632	1,577	5,428
美浜区	11,157	558	923	1,688	1,906	6,640
銚子市	11,010	1,572	423	1,973	1,873	6,741
市川市	37,565	2,601	4,759	6,702	6,327	19,777
船橋市	55,521	3,397	5,428	9,162	9,742	31,189
館山市	8,612	943	458	1,626	1,857	4,671
木更津市	13,568	1,693	744	2,560	2,010	8,254
松戸市	45,454	2,907	4,407	7,579	8,250	25,218
野田市	15,710	1,738	941	2,483	2,727	9,559
茂原市	11,051	1,448	600	1,971	1,806	6,674
成田市	11,156	1,782	789	1,794	1,811	6,762
佐倉市	17,881	1,605	1,417	2,987	2,631	10,846
東金市	6,459	956	328	1,138	1,162	3,831
旭市	9,071	1,537	291	1,486	1,283	6,011
習志野市	15,029	966	1,660	2,595	2,309	8,465
柏市	36,919	2,530	3,589	6,277	5,223	21,830
勝浦市	3,839	618	149	854	753	2,083
市原市	27,078	2,941	1,648	4,389	4,742	16,299
流山市	15,794	1,022	1,599	2,644	2,072	9,479
八千代市	17,811	1,220	1,728	2,830	2,596	10,657
我孫子市	14,465	970	1,493	2,432	1,823	8,717
鴨川市	6,402	982	260	1,212	1,540	3,390
鎌ヶ谷市	10,110	707	723	1,724	1,563	6,100
君津市	10,467	1,498	480	1,808	1,569	6,610
富津市	7,330	1,292	254	1,412	1,245	4,419
浦安市	8,339	693	1,208	1,370	1,225	4,536
四街道市	8,804	590	842	1,358	1,086	5,518
袖ヶ浦市	5,767	916	265	1,019	881	3,602
八街市	6,493	825	247	1,234	1,336	3,676
印西市	7,299	1,162	358	1,198	1,117	4,626
白井市	4,719	436	388	713	665	2,953
富里市	3,875	439	183	673	650	2,369
南房総市	8,825	1,302	259	1,658	1,738	5,170
匝瑳市	6,099	1,086	198	1,038	1,058	3,805
香取市	12,739	2,654	440	1,850	2,035	8,414
山武市	7,497	1,223	202	1,410	1,394	4,491
いすみ市	7,549	1,276	291	1,259	1,510	4,489
大網白里町	5,735	840	266	979	1,023	3,467
酒々井町	2,030	201	125	355	299	1,251
栄町	2,502	343	126	417	399	1,560
神崎町	981	189	41	124	148	668
多古町	2,750	658	73	377	441	1,859
東庄町	2,330	487	35	281	339	1,675
九十九里町	2,751	427	79	592	510	1,570
芝山町	1,173	214	53	205	201	714
横芝光町	4,089	675	125	740	714	2,510
一宮町	1,751	282	74	311	300	1,066
睦沢町	1,247	298	30	169	255	793
長生村	2,024	384	46	278	422	1,278
白子町	1,988	347	58	331	385	1,214
長柄町	1,218	301	40	139	226	813
長南町	1,774	377	51	247	364	1,112
大多喜町	2,102	456	65	348	426	1,263
御宿町	1,773	217	96	367	318	992
鋸南町	1,957	342	54	444	400	1,059
広域連合	625,635	62,183	48,938	106,360	103,614	366,723

エ 年齢別推移のグラフ



(2) 保険料の状況等

ア-1 保険料調定額、収納額及び収納率等

(単位：円,%)

区分	調定額	収納額	還付未済額	実質収納額	収納率
平成20年度	33,016,195,300	32,698,197,700	101,126,700	32,597,071,000	98.73
平成21年度	34,615,508,600	34,097,631,890	93,631,650	34,004,000,240	98.23
平成22年度	36,795,030,760	36,138,720,570	101,764,900	36,036,955,670	97.94
平成23年度	38,576,933,300	37,903,508,198	98,652,300	37,804,855,898	98.00
平成24年度	40,608,461,016	39,918,876,099	92,082,150	39,826,793,949	98.08
内訳 特別徴収	23,875,831,200	23,940,038,800	64,207,600	23,875,831,200	100.00
内訳 普通徴収	16,732,629,816	15,978,837,299	27,874,550	15,950,962,749	95.33
前年度比(金額)	2,031,527,716	2,015,367,901	-6,570,150	2,021,938,051	
前年度比(%)	5.27	5.32	-6.66	5.35	

ア-2 24年度保険料収納率

(単位：%)

区分	現年度分	過年度分	合計
特別徴収	100.00	-	100.00
普通徴収	97.87	31.50	95.33
合計	99.14	31.50	98.08

イ 軽減の状況

区分		均等割 9割軽減	均等割 8.5割軽減	均等割 5割軽減	均等割 2割軽減	被扶養者 均等割 9.5割軽減	均等割軽減 小計	所得割軽減	軽減合計
平成20年度 (平成21年3月末時点)	被保険者数(人)	-	156,311	10,323	29,049	68,206	263,889	36,252	300,141
	保険料軽減額(千円)	-	4,975,116	191,853	216,412	2,407,095	7,790,476	350,975	8,141,451
平成21年度 (平成22年3月末時点)	被保険者数(人)	106,799	58,830	11,344	30,898	66,560	274,431	43,131	317,562
	保険料軽減額(千円)	3,577,951	1,859,502	210,748	230,152	2,225,360	8,103,713	418,240	8,521,953
平成22年度 (平成23年3月末時点)	被保険者数(人)	111,907	64,775	11,957	34,014	66,762	289,415	46,307	335,722
	保険料軽減額(千円)	3,755,233	2,051,718	222,624	253,767	2,237,224	8,520,566	461,152	8,981,718
平成23年度 (平成24年3月末時点)	被保険者数(人)	116,890	70,731	12,459	36,769	66,594	303,443	48,931	352,374
	保険料軽減額(千円)	3,922,891	2,240,818	231,978	274,315	2,231,418	8,901,420	490,238	9,391,658
平成24年度 (平成25年3月末時点)	被保険者数(人)	122,209	77,081	13,219	40,644	65,962	319,115	52,649	371,764
	保険料軽減額(千円)	4,107,771	2,446,413	246,717	303,672	2,215,327	9,319,900	531,236	9,851,136
[参考] 平成25年度確定賦課時 (平成25年6月22日)	被保険者数(人)	118,227	76,921	13,039	41,045	63,539	312,771	51,576	364,347
	保険料軽減額(千円)	3,974,048	2,441,453	243,364	306,667	2,133,962	9,099,494	521,268	9,620,762

ウ 保険料減免申請の状況 (25年10月1日時点)

(単位：件)

区分	申請	減免決定	減免却下	審査中	東日本大震災の被害による減免			
					申請	減免決定	減免却下	審査中
平成22年度	26	23	3	0	148	148	0	0
平成23年度	32	27	5	0	4364	4361	3	0
平成24年度	37	32	5	0	4353	4351	2	0
平成25年度	10	10	0	0	33	33	0	0

(3) 医療費の給付費の状況

20～24年度実績

金額単位:千円

区分	療養給付費		療養費(食事・生活療養費・訪問看護療養費・柔道整復)						高額療養費						高額介護療養費		葬祭費		合計	
	(医科・歯科・調剤)		(現物分)		(償還分)		件数	金額計	(現物分)		(償還分)		件数	金額計	件数	金額	件数	金額		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額								
20年度実績	12,467,507	306,527,564	-	-	-	-	49,716	1,196,061	-	-	-	-	344,623	2,386,996	-	-	23,537	1,176,850	311,287,471	
21年度実績	14,117,419	336,463,740	-	-	-	-	681,744	12,374,801	247,550	9,862,621	483,261	3,415,668	730,811	13,278,289	5,810	78,697	28,595	1,429,750	363,625,277	
22年度実績	14,787,412	359,603,395	644,457	11,078,141	92,184	2,138,721	736,641	13,216,862	266,327	10,835,657	522,321	3,697,824	788,648	14,533,481	19,809	308,256	30,682	1,534,100	389,196,094	
23年度実績	15,681,006	383,901,464	681,009	11,557,008	125,705	2,522,394	806,714	14,079,402	282,785	11,551,854	566,872	3,998,302	849,657	15,550,156	18,278	253,125	31,978	1,598,900	415,383,047	
24年度実績	16,632,844	401,577,525	707,470	11,810,991	125,760	2,824,776	833,230	14,635,767	347,238	12,909,212	612,324	3,835,321	959,562	16,744,533	23,312	309,317	32,996	1,649,762	434,916,904	
前年度 比較	増減 (件数・金額)	951,838	17,676,061	26,461	253,983	55	302,382	26,516	556,365	64,453	1,357,358	45,452	-162,981	109,905	1,194,377	5,034	56,192	1,018	50,862	19,533,857
	増減率 (%)	6.07%	4.60%	3.89%	2.20%	0.04%	11.99%	3.29%	3.95%	22.79%	11.75%	8.02%	-4.08%	12.94%	7.68%	27.54%	22.20%	3.18%	3.18%	4.70%

25年度医療給付の状況(25年9月末現在)

金額単位:千円

区分	療養給付費		療養費(食事・生活療養費・訪問看護療養費・柔道整復)						高額療養費						高額介護療養費		葬祭費		合計	
	(医科・歯科・調剤)		(現物分)		(償還分)		件数	金額計	(現物分)		(償還分)		件数	金額計	件数	金額	件数	金額		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額								
4月	1,440,485	34,974,380	85,654	1,264,254	10,728	225,029	96,382	1,489,283	30,708	1,138,951	51,718	315,705	82,426	1,454,656	17,380	234,647	2,971	148,550	38,301,516	
5月	1,449,296	35,106,996	60,622	1,005,765	11,143	248,579	71,765	1,254,344	30,762	1,127,855	49,409	296,628	80,171	1,424,483	4,255	58,433	2,814	140,700	37,984,956	
6月	1,459,160	35,335,775	61,962	1,036,583	10,557	247,715	72,519	1,284,298	31,186	1,166,510	53,646	322,147	84,832	1,488,657	925	13,043	2,889	144,450	38,266,223	
7月	1,438,030	34,204,881	62,071	1,006,956	11,147	259,607	73,218	1,266,563	30,313	1,114,550	56,212	338,332	86,525	1,452,882	337	4,768	2,257	112,850	37,041,944	
8月	1,488,994	36,416,922	63,036	1,033,036	10,366	255,267	73,402	1,288,303	31,965	1,197,428	55,474	332,264	87,439	1,529,692	247	3,109	2,762	138,100	39,376,126	
9月	1,429,243	35,053,509	62,999	1,040,838	10,604	253,221	73,603	1,294,059	31,159	1,155,378	54,028	318,525	85,187	1,473,903	154	1,832	2,461	123,050	37,946,353	
戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	8,705,208	211,092,463	396,344	6,387,432	64,545	1,489,418	460,889	7,876,850	186,093	6,900,672	320,487	1,923,601	506,580	8,824,273	23,298	315,832	16,154	807,700	228,917,118	
前年度 同月比較	増減 (件数・金額)	456,885	11,274,900	17,818	167,227	2,285	118,995	20,103	286,222	16,623	514,529	20,413	-51,800	37,036	462,729	2,626	40,942	200	10,038	12,074,831
	増減率 (%)	5.54%	5.64%	4.71%	2.69%	3.67%	8.68%	4.56%	3.77%	9.81%	8.06%	6.80%	-2.62%	7.89%	5.53%	12.70%	14.89%	1.25%	1.26%	5.57%

(4)長寿健康づくり訪問指導事業の状況 (平成25年9月30日現在)

広域連合では、主に生活習慣病の恐れのある方や重複・頻回受診者等について保健師が訪問し、健康管理に関する生活指導を行っております。これらは疾病の重症化の予防や健康の保持・増進につなげることを目的としており、平成25年度は14市町村を予定しています。

年度別訪問指導事業の状況

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市町村数	1	3	5	17	7
実施人数	11	30	46	115	44

平成25年度の7市町村については、10月以降実施予定

(5)審査請求の状況 (平成25年9月30日現在)

高齢者の医療の確保に関する法律第128条に規定する審査請求の状況について

主な審査請求の内容

保険料額決定処分に対するもの

一部負担金割合が3割と決定されたことに対するもの

年度別審査請求の状況

(件数)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	累計
受付件数	163	57	7	3	0	1	231
取下げ件数 ※1	1	2	2	0	0	0	5
弁明書提出件数	162	56	5	3	0	1	227
裁決された件数 ※2	162	55	5	3	0	0	225
(うち却下件数)	3	1	0	0	0	0	4
(うち棄却件数)	159	54	5	3	0	0	221

※1 弁明書提出後に取り下げられた件数を含む

※2 裁決された件数は、裁決された年度ではなく、審査請求を受けた年度の欄に記載

(参考)

高齢者の医療の確保に関する法律

(審査請求)

第128条 後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他この章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3. 高齢者医療制度の動向

①高齢者医療制度の見直しに関する経緯

平成20年4月	<p>後期高齢者医療制度施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○円滑な施行のため、以下のような取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・患者負担・保険料の軽減特例措置（現在まで継続） ・保険料の納付方法について口座振替と年金からの引き落としとの選択制の導入、75歳以上という年齢に着目した診療報酬の廃止等
平成21年11月 ～ 平成22年12月	<p>厚生労働省の高齢者医療制度改革会議において議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「最終とりまとめ」（平成22年12月）では、後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとした上で、 <ul style="list-style-type: none"> ①公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化 ②都道府県単位の財政運営といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指すとされた。
平成23年6月	政府・与党社会保障改革検討本部が「社会保障・税一体改革成案」を決定
平成23年12月	社会保障審議会医療保険部会で「議論の整理」
平成24年2月	<p>「社会保障・税一体改革大綱」（閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ・具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
平成24年5月	<p>民主党厚生労働部門会議が「見直しの骨子」を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改革会議とりまとめに基づき、後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方に対する国民健康保険等の適用等の措置を講ずる。
平成24年6月	<p>3党合意（自由民主党・公明党・民主党）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について3党間で合意に向けて協議する。」（民主党・自由民主党・公明党「確認書」）
平成24年8月	<p>「社会保障制度改革推進法」成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」（社会保障制度改革推進法第6条第4号）
平成24年11月 ～ 平成25年8月	<p>社会保障制度改革国民会議において議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報告書とりまとめ（平成25年8月6日） 「後期高齢者医療制度については、創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。」 ○併行して、3党実務者協議が実施される。
平成25年8月	<p>「法制上の措置」骨子（閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な医療保険制度を構築するため、次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）附則第2条に規定する所要の措置 <ul style="list-style-type: none"> ※附則第2条は、協会けんぽ国庫補助率について、「高齢者医療に要する費用負担の在り方についての検討状況等を勘案し、平成26年度までの間に検討を行い、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずる」とした規定 ・国保及び後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置 ・被用者保険に係る後期高齢者支援金の全てを総報酬割とする措置 ・低所得者の負担に配慮しつつ行う、70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及び、これと併せて検討する負担能力に応じた負担との観点からの高額療養費の見直し 等 ○上記等の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方等について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う。

②医療保険部会での検討スケジュール（法制上の措置関連）（案）

		医療保険部会				地方団体との協議	
		高額療養費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国保・後期高齢者医療の低所得者保険料負担軽減措置 国保の保険料賦課限度額引上げ 	診療報酬改定基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 被用者保険の標準報酬月額上限の引上げ 所得水準の高い国保組合への国庫補助の見直し 医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者支援金の全面総報酬割 協会けんぽの国庫補助率や高齢者医療の費用負担の在り方 国保の財政支援の拡充 国保の保険者、運営等のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> 国保の低所得者保険料負担軽減措置（再掲） 国保の保険料賦課限度額引上げ（再掲） 国保の財政支援の拡充（再掲） 国保の保険者、運営等のあり方（再掲）
25年 9月	議論 ↓ ↓	議論 ↓ ↓	議論 ↓ ↓			議論	
12月	とりまとめ	とりまとめ	とりまとめ				
26年 4月				議論 ↓ (中間まとめ) ↓	議論 ↓ (中間まとめ) ↓	随時医療保険部会 〜検討状況報告	
12月				とりまとめ	とりまとめ		
対応方針	26年度中を目途に政令改正	26年度税制改正、予算措置、政令改正	26年度改定	27年通常国会に法案提出		27年通常国会に法案提出	